

顧問先各位

<ご一読推薦者>

経営者

経理担当者

従業員

初鹿会計事務所（認定経営革新等支援機関）

〒400-0043

山梨県甲府市国母 8 丁目 4 番 40 号

TEL 055-220-6885

FAX 055-220-6887

URL <http://www.hatsushika-kaikei.com/>

再生可能エネルギー（太陽光発電）の定期報告について

ここ最近、事業者に対して経済産業省より「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく指導について」という通知が送られております。いわゆる「指導文書」です。

固定価格買取制度（FIT制度）の認定を受けた事業については、法令上の認定基準として、再生可能エネルギー発電事業者が 発電設備の設置に要した費用の報告（設置費用報告）及び認定発電設備の年間の運転に要した費用の報告（運転費用報告）等を経済産業大臣に対して行うことを求められています。

定期報告の提出はFIT制度の認定基準として義務付けられている為、期日までに提出がない場合は認定が取消となる可能性があり、太陽光発電事業が行えなくなる可能性がございます。

つきましては、経済産業省より、指導文書が届いているお客様については、太陽光パネル設置事業者にご一報頂き、期日までに定期報告を行って頂ければと思います。期日については太陽光発電設備の運転開始の日等により指導文書が届いている事業者様ごとに異なります。また、設置事業者が倒産等ではなくなっている等、連絡が取れない場合は、お気軽に当事務所へお問い合わせ下さい。

資料せんについて

ここ最近、事業者に対して所轄税務署より「売上、仕入、費用及びリベート等に関する資料の提出方の依頼について」という通知が送られております。いわゆる「資料せん」です。

これはランダムで送られるもので、法定資料ではなく提出は任意となっております。但し、提出をしないと税務署職員が会社に訪問して作成をすることもあるようです。通知を受けた顧問先様には提出をお勧めいたします。当方でも作成代行を承っております。

ご不明な点等と併せまして、お気軽に窓口担当者までご連絡ください。